

○東海大学大学院科目等履修生に関する規程

(制定 1995年4月1日)

改訂	1997年4月1日	2001年4月1日
	2002年4月1日	2009年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2023年4月1日	2024年4月1日
	2026年4月1日	

(目的)

第1条 この規程は、東海大学大学院学則（以下「学則」という。）第50条に基づき、社会人等に対し、パートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため科目等履修生に関することを定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学則第26条、第27条、第28条の各号の一に該当する者とする。

- 2 前項に規定する者の他、修士課程及び博士課程前期については、本学学部の第7履修セメスター以上に在学する者等で、大学院授業科目の先行履修を認められた者とする。先行履修制度については、別に定める。

(出願)

第3条 出願する者は、履修しようとする科目等を開講しているキャンパスの各カレッジオフィス等に、別に定める所定の書類等を出願期間内に、提出しなければならない。

- 2 翌学期（次年度）以降も科目等履修生として出願する場合も同様とする。ただし、両学期にわたる開講科目を除く。

(審査・選考・許可)

第4条 科目等履修生として出願した者に対し、所管部署において資格審査を行う。

- 2 審査に「合格」した者に対し、当該科目を所管する研究科長は、授業科目担当責任者と履修についての可否の選考を行う。

- 3 前2項により選考の結果「可」の者で、出願料及び履修料の納入手続を完了した者に対し、学長は、「科目等履修生」として許可する。

第5条 科目等履修生は、研究科長の監督を受ける。

(履修料等)

第6条 科目等履修生の出願料及び履修料は、別に定める。

第7条 いったん納付した出願料及び履修料は、原則として返還しない。ただし、事情により、開講時において、未開講科目となった場合の履修料は、返還する。

(履修の方針)

第8条 高度にして専門的な学術の理論及び応用を修得し、学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければならない。

(履修期間)

第9条 履修の期間は、許可した科目の開講期間内とする。

(履修の制限)

第10条 学位申請論文作成に伴う研究指導等については、履修を許可しない。

第11条 出願後の本人の事由による履修科目の変更等は、原則として認めない。

第12条 正規生の履修がない科目は開講しない。この場合は、当該科目の履修許可の取消し又は科目変更を行うことがある。

(単位の認定)

第13条 履修した授業科目の単位の認定及び成績の評価は、学則第16条及び第21条の規定を準用する。

2 合格した科目については、本人の請求により「単位取得証明書」を発行する。

(身分)

第14条 科目等履修生として許可された者には、「科目等履修生証」を交付する。

第15条 科目等履修生が大学の秩序を乱し、学則若しくは大学の諸指示に違反したとき、科目等履修生の本分に反したとき又は履修料の納入を怠ったときは、科目等履修生の身分を取り消す。

(その他)

第16条 前条により科目等履修生としての身分が取り消された場合、科目等履修生の単位は、取り消された日付に遡って取り消す。

第17条 科目等履修生は、図書館、コンピュータ室等の本学施設の利用ができる。

第18条 科目等履修生は、正規生の学内諸団体に所属することはできない。

第19条 科目等履修生には、本大学院修了の資格を付与しない。

第20条 科目等履修生には、学割、通学証明書等は発行しない。

第21条 許可された授業科目の履修状況が、正当な理由なくして成業の見込みがない者は、翌学期（次年度）以降において科目等履修生に許可しないことがある。

(準用)

第22条 この規程に定めるほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則等を準用する。

付 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

付 則（2026年4月1日）

この規程は、2026年4月1日から施行する。